

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良法による換地計画の決定
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良事業の認可(六件)
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 基本測量の終了
- 公有水面埋立ての免許の出願(二件)
- ◇ 告 示 林業改良指導員資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第九百八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による花見東郷地区第四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十二年五月十八日現在の地番による。)
大字野花字東流田	大字野花字東流田のうち二七〇、二七一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字野花字カウロ	大字野花字東流田二七〇、二七一の二及びこれらと一体をなす国有地、大字野花字カウロの全域並びに大字野花字坂根三八五の一部、三八六の一部、三九六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七七及び三八六と一体をなす国有地の一部
大字野花字坂根	大字野花字坂根のうち三八五の一部、三八六の一部、三九六の一部、三九二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九一の三、三九二、三七七及び三八五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字野花字野花川四三三

<p>大字野花字野花川</p>	<p>大字野花字坂根三九二の一部並びに三九一の三及び三九二と一体をなす国有地の一部並びに大字野花字野花川のうち四三三の一部、四四一の一部、四四三の一部、四四三の一部、四四四の一部、四四五の一部、四四五の三の一部、四四五の四の一部、四四六の一、四四六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三六の一、四四一の一、四四三の一及び四四六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字野花字東前田</p>	<p>大字野花字野花川四四一の一の一部、四四三の一部、四四三の一部、四四四の一部、四四五の一の一部、四四五の二の一部、四四五の三の一部、四四五の四の一部、四四六の一、四四六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四三六の一、四四一の一、四四三の一及び四四六の一と一体をなす国有地の一部並びに大字野花字東前田の全域</p>
<p>大字野花字東走り出</p>	<p>大字野花字東走り出のうち五二〇の一部、五二〇の一部及び五二二の一部以外の区域並びに大字野花字西走り出五二七の一部、五二八、五二九の一部、五三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字野花字西走り出</p>	<p>大字野花字東走り出五二〇の一部、五二〇の一部及び五二二の一部、大字野花字西走り出のうち五二七の一部、五二八、五二九の一部、五三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字野花字岩根</p>	<p>大字野花字岩根のうち五八四の四から五八四の四まで及び五八四の八以外の区域</p>
<p>大字引地字小橋</p>	<p>大字引地字小橋の全域並びに大字引地字南田一七九の一の一部、一七九の四、一八〇の二及び一八〇の四</p>
<p>大字引地字向川尻</p>	<p>大字引地字向川尻のうち二二三の一部、一二四、一二六の一の一部、一二八の一部、一二九の一の一部、一二九の二の一部、一三〇の一部、一三一の一の一部、一三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二九の二、一三四の一及び一三四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字引地字明五ノ湯一三五の一の一部、一三五の三の一部、一三六の一、一三八の一、一三八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一三七の一、一三八の一及び一三八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字引地字内川尻</p>	<p>大字引地字明五ノ湯のうち一三五の一、一三五の三、一三六の一、一三八の一、一三八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一三七の一、一三八の一及び一三八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字引地字南田</p>	<p>地字内川尻のうち一四六から一四八まで、一四九から一五二までの一部、一五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字引地字村前五二五の一の一部、五三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字引地字舞鶴五五一の一部、五五二の一部、五五五、五五六、五五七の一部、五五八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字引地字村前</p>	<p>大字引地字内川尻一五八の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字引地字村前のうち五二五の一の一部、五三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四四合併と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字引地字舞鶴五四七から五五一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四六及び五四七と一体をなす国有地の一部及び五七四引地字寺前五七一の二の一部、五七三の一部及び五七四の一部</p>
<p>大字引地字舞鶴</p>	<p>大字引地字向川尻二二九の二の一部、二二九の二の一部、一三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二九の二、一三四の一及び一三四の二と一体をなす国有地の一部、大字引地字明五ノ湯一三五の一の一部、一三五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字引地字内川尻一四六から一四八まで、一四九から一五二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字引地字村前五四四合併</p>

<p>大字引地字寺前</p>	<p>と一体をなす国有地の一部、大字引地字舞鶴のうち五四七から五五二までの一部、五五五、五五六、五五七の一部、五五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四六及び五四七と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字引地字寺前五六八の一部、五七〇の一部、五七一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字引地字寺前</p>	<p>大字引地字寺前のうち五六八の一部、五七〇の一部、五七一の一部、五七三の一部、五七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第九百八十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>指 定 年 月 日</p>	<p>名 称</p>	<p>所 在 地</p>
<p>昭和五十二年十一月十九日</p>	<p>野口内科医院</p>	<p>倉吉市西倉吉町二一―三〇</p>

鳥取県告示第九百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を昭和五十二年十一月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百八十六号

昭和五十二年十月四日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（第一地区浅津第二地区農業用排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月七日から二十九日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場及び東伯郡羽合町大字長瀬一九五四―一 羽合土地改良区

事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十七号

昭和五十二年十月四日付けで羽合土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（第一地区浅津第二地区農道整備）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月七日から二十九日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場及び東伯郡羽合町大字長瀬一九五四―一 羽合土地改良区

事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の

規定に基づき、箕蚊屋地区第一工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月七日から二十九日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る花見東郷地区第四工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百九十号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（下伊勢地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百九十一号

八東町から申請のあつた町営土地改良（島地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百九十二号

会見町から申請のあつた町営土地改良（五反田地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百九十三号

名和町から申請のあつた町営土地改良(渡道地区開拓道路補修)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百九十四号

若桜町から申請のあつた町営土地改良(栃原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百九十五号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(北村地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百九十六号

昭和五十二年六月二十七日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(福永地区は場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月七日から二十九日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(一等重力測量)

二 作業地域

鳥取市及び境港市

三 終了年月日

昭和五十二年十一月十四日

鳥取県告示第九百九十八号

公有水面埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河川課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

岩戸漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

岩美郡福部村大字岩戸字屋敷二七九番地先、二八〇番地先、二七五番地先、二七二番地先及び二七〇番地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑧に掲げる地点と①に掲げ

る地点とを結んだ線によつて囲まれた区域

① 岩戸漁港北防波堤燈台(北緯三五度三三分四八秒東経一三四度一六分三八秒)から八六度三〇分一一三・五メートルの地点(以下「A地点」という。)から一八八度〇〇分五三・〇メートルの地点

② A地点から一七五度二〇分一〇四・五メートルの地点

③ A地点から一六〇度〇〇分一〇二・〇メートルの地点

④ A地点から一五八度一〇分九六・五メートルの地点

⑤ A地点から一六八度二〇分六一・五メートルの地点

⑥ A地点から一六九度一〇分六一・〇メートルの地点

⑦ A地点から一七六度〇〇分五五・五メートルの地点

⑧ A地点から一八五度三〇分五二・〇メートルの地点

(三) 面積

一、一二七・一五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡福部村大字岩戸字屋敷二七九番地先、二八〇番地先、二七五番地先、二七二番地先及び二七〇番地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑧に掲げる地点と①に掲げる地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

① A地点から二〇五度三〇分六五・〇メートルの地点

② A地点から二〇六度〇〇分七五・〇メートルの地点

③ A地点から二〇二度三〇分七二・〇メートルの地点

④ A地点から一九七度三〇分八九・五メートルの地点

- ⑤ A地点から一八九度三〇分一一四・〇メートルの地点
- ⑥ A地点から一五八度三〇分一一・五メートルの地点
- ⑦ A地点から一五六度四〇分九七・〇メートルの地点
- ⑧ A地点から一六四度三〇分六四・〇メートルの地点
- ⑨ A地点から一六九度四〇分六一・〇メートルの地点
- ⑩ A地点から一七六度三〇分五五・五メートルの地点
- ⑪ A地点から一八六度〇〇分五二・〇メートルの地点

(三) 面積

二、六九七・五三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

昭和五十二年九月十三日

鳥取県告示第九百九十九号

公有水面埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

御来屋漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

西伯郡名和町大字御来屋字前河原二九番地先及び五四―二番地先

(二) 区域

イ 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑥に掲げる地点と①に掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた区域

① 西防波堤燈台(北緯三五度三〇分三三秒、東経一三三度二九分四八秒)から八四度四五分一三二・五メートルの地点(以下「A地点」という。)から三一七度〇〇分二四・八メートルの地点

② A地点から一八度四五分一〇六・四メートルの地点

③ A地点から三六度三〇分一一三・二メートルの地点

④ A地点から三九度三〇分七七・五メートルの地点

⑤ A地点から四三度四五分六二・〇メートルの地点

⑥ A地点から五三度三〇分三四・六メートルの地点

ロ 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑥に掲げる地点と①に掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた区域

① A地点から一九度一〇分二四・一メートルの地点

② A地点から二四度四〇分二〇六・六メートルの地点

③ A地点から二六度四〇分一七〇・九メートルの地点

④ A地点から二七度〇〇分一六七・〇メートルの地点

⑤ A地点から二七度三〇分一六二・〇メートルの地点

⑥ A地点から二八度二〇分一五七・四メートルの地点

⑦ A地点から二九度三〇分一五二・一メートルの地点

- ⑧ A地点から三二度四五分一三三・九メートルの地点
- ⑨ A地点から三六度〇〇分一一四・五メートルの地点

- ⑫ A地点から二〇七度三〇分一五一・二メートルの地点
- ⑬ A地点から二二二度三〇分一九二・三メートルの地点

(三) 面積
 四、五八三・四四平方メートル
 ア三、〇九八・〇三五平方メートル
 イ一、四八五・四〇五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

西伯郡名和町大字御米屋字松崎屋敷一〇〇三―三番地先並びに同大字字前河原二九番地先及び五四―二番地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑬に掲げる地点と①に掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた区域

- ① A地点から二五三度二〇分一五一・五メートルの地点
- ② A地点から二六九度五〇分七四・六メートルの地点
- ③ A地点から二九八度三〇分三〇・三メートルの地点
- ④ A地点から二二五度五〇分二〇八・九メートルの地点
- ⑤ A地点から二七度〇〇分二〇七・三メートルの地点
- ⑥ A地点から三六度五〇分一二二・二メートルの地点
- ⑦ A地点から八七度四〇分三九・九メートルの地点
- ⑧ A地点から二三六度五〇分四六・三メートルの地点
- ⑨ A地点から二三八度四〇分一〇三・七メートルの地点
- ⑩ A地点から二〇八度四〇分一一〇・八メートルの地点
- ⑪ A地点から二二一度三〇分一三九・二メートルの地点

四 埋立地の用途
 漁港施設用地
 五 出願年月日
 昭和五十二年九月三十日

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和38年4月鳥取県条例第11号)第2条の規定により、昭和52年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和52年12月6日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程(昭和16年文部省令第54

号)、専門学校卒業程度検定期程(昭和18年文部省令46号)、旧実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧中学校、高等女学校教員検定期程(明治41年文部省令第82号)により林業に関する学科目の検定に合格した者

(2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第81号)による高等女学校若しくは旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程(昭和26年文部省令第18号)、旧専門学校入学検定期程(大正14年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度検定期程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和53年2月10日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験
 研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験
 研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると
 知事が認めたる者

由 受験資格(別)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書(第1号様式)を添え、昭和58年1月6日までに

知事に提出すること。

2 試験実施方法

(1) 受験願書の受付期間

昭和52年12月15日から昭和58年1月6日まで
 (郵送の場合は、昭和58年1月6日までの消印のおかものは、有効とする。)

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林部造林課

(3) 試験の日時

筆記試験 昭和53年2月10日 9時から

口述試験 昭和53年2月10日 13時から

(4) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁会議室

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業常識について、次の項目により行う。

必須項目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選択項目	木材加工、林産化学、林業機械

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

3 出願書類

- (1) 受験願書 (第2号様式)
 - (2) 履歴書 (第3号様式)
 - (3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
 - (4) 1の(3)の佃に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証する職歴証明書 (第4号様式)
 - (5) 写真 (最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無合紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)
- 4 受験手数料及びその納付方法等
- (1) 受験手数料 1,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
 - (3) 既納の手数料は、還付しない。
- 5 合格者の公表
- 試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。
- 6 その他
- (1)試験に関し不正の行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。
 - (2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又は各地方農林振興局林業課に照会すること。
- なお、郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。

第1号様式

(日本標準規格B5)

受験資格認定申請書

鳥取県知事 殿

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有することの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏名 ㊟

記

ふりがな			
氏名			
生年月日		性別	
本籍			
現住所		郵便番号	

第2号様式

(日本標準規格B5)

受験願書

収入証紙
はり付け欄

鳥取県知事 殿

林業改良指導員試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏名 ㊦

記

ふりがな 氏名			
生年月日		性別	
本籍			
現住所		郵便番号	
選択項目			

第3号様式

(日本標準規格B5)

履歴書

ふりがな 氏名		生年月日		性別	
本籍					
現住所					

学歴

卒業年次	学校名及び専攻科目	所在地
年 月		

職歴

勤務期間	勤務場所	職名	業務内容
年 月 から 年 月 まで			

賞罰

上記のとおり相違ありません。
年 月 日 氏名 ㊦

第4号様式

(日本標準規格B5)

職 歴 証 明 書

職 名

ふりがな
氏 名

年 月 日生

1 試験研究に従事した期間及び勤務場所

2 教育に従事した期間及び勤務場所

3 普及指導に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長職名

氏 名

